

那珂市空き家等の適正管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那珂市空き家等の適正管理に関する条例（平成28年那珂市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報提供)

第2条 条例第3条に規定する情報の提供は、情報提供書（様式第1号）を市に提出する方法により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(指導及び勧告)

第3条 条例第5条第1項に規定する指導は指導書（様式第2号）により、同条第2項に規定する勧告は勧告書（様式第3号）により行うものとする。

(命令)

第4条 条例第6条に規定する命令は、命令書（様式第4号）により行うものとする。

(公表)

第5条 条例第7条第1項に規定する公表（以下「公表」という。）は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 那珂市公告式条例（昭和30年那珂町条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示による方法

(2) 市ホームページへの掲載による方法

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める方法

2 市長は、公表を行ったときは、その旨を公表通知書（様式第5号）により当該公表に係る者に通知するものとする。

(意見を述べる機会の付与)

第6条 市長は、条例第7条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、公表を行おうとする日の30日前までに、意見を述べる機会の付与通知書（様式第6号）により当該公表に係る者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けて意見を述べようとする者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、公表に係る意見書（様式第7号）により意見を述べなければならない。

(緊急安全措置)

第7条 市長は、条例第8条第1項の規定により緊急安全措置の実施を決定したときは緊急安全措置実施決定通知書（様式第8号）により、緊急安全措置の不実施を決定したときは緊急安全措置不実施決定通知書（様式第9号）により、当該所有者等に通知するものとする。

2 前項の規定により市が緊急安全措置を実施する旨の通知をした場合において、通知を受けた当該所有者等は、市が当該緊急安全措置を行うことに同意するときは、緊急安全措置実施同意書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

(代執行)

第8条 条例第9条に規定する代執行は、履行期限を定めた戒告書(様式第11号)を送達し、指定の期限までにその義務を履行しない所有者等に対し、代執行令書(様式第12号)により通知して行うものとする。

(執行責任者)

第9条 市長は、代執行を行う場合は、あらかじめ執行責任者を任命し、その執行に当たらせるものとする。

2 前項の執行責任者は、その執行に当たり執行責任者証(様式第13号)を携帯し、当該所有者等又はその関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。